

- 全面緊急事態発生時には、主に自家用車で避難できない住民を対象に、松江市内のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、島根県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

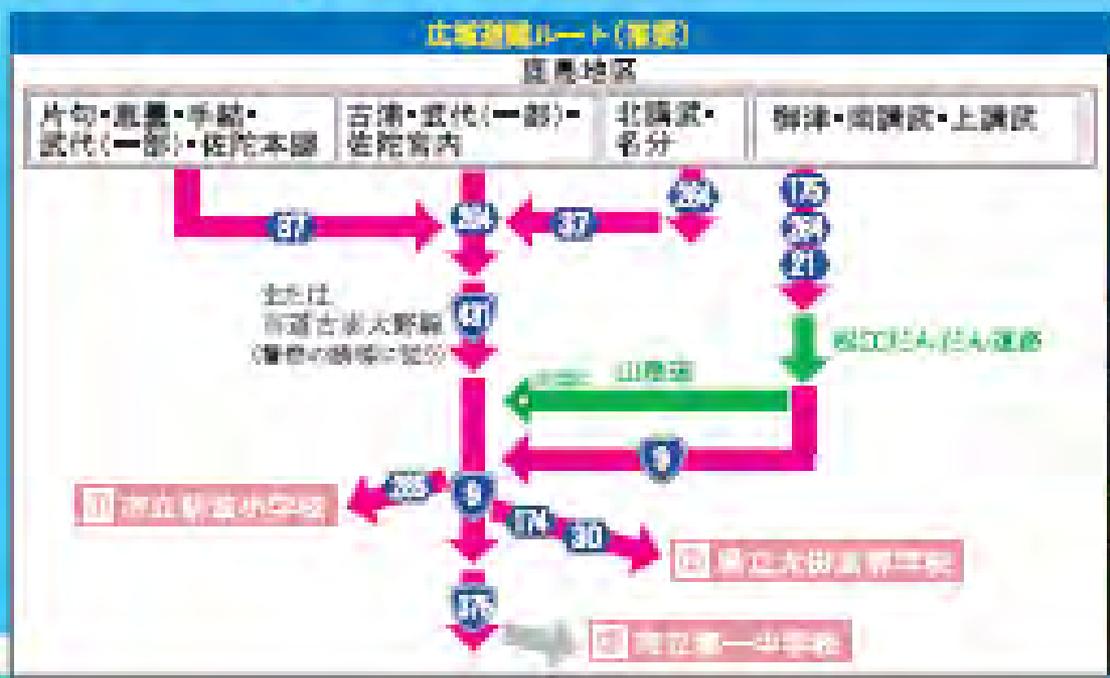
	確保車両台数(台)	備考
	バス	
(A)最大必要車両台数	XX	
(B)車両確保台数	合計33以上	
松江市内のバス会社が保有する車両(B1)	XX	松江市内のバス会社が保有する車両総数のうち、施設敷地緊急事態で使用する車両を除く、残りの車両を使用
中国電力が配備する車両 (B)－(B1)	X以上	中国電力が確保する車両を使用 (施設敷地緊急事態要避難者の避難時に使用した車両を再利用)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

PAZ圏内4地区から避難先施設までの経路（鹿島地区）



鹿島地区 だんだん道路へ
御油・南講武・上講武の方
国道431号もしくは広城園道へ
片匂・飯島・平祐・武代・佐陀本郷・
古浦・佐陀宮内・北講武・名分の方



PAZ圏内4地区から避難先施設までの経路（島根地区）



広域避難ルート（下掲）

野波・多古・野井の方には、
県道37号松江鹿島渡橋
関橋→県道152号松江
七軒池原→国道431号
→県道美保関八雲松江
線→江島大橋→県道47
号米子境地蔵（現在は
国道431号）→国道9号
→県道45号安来本次橋
→国道432号野山

PAZ圏内4地区から避難先施設までの経路（古江地区）



くまがね線道路(旧大田)

古江地区

避難先施設



避難経路ルート（地図）



避難を円滑に行うための対応策①



避難を円滑に行うための対応策②

- 松江市では、PAZ圏内4地区における自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ避難車両を識別するために「地区別避難パンフレット」を配布し、避難時にダッシュボードに掲示。
- 島根県及び関係市町では、自家用車による避難誘導を適切に行うため、避難誘導のための案内板を今後準備し、緊急時に避難経路上に設置。



避難車両ダッシュボードに掲示



避難誘導のための標識例
(津波避難場所誘導の場合)

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

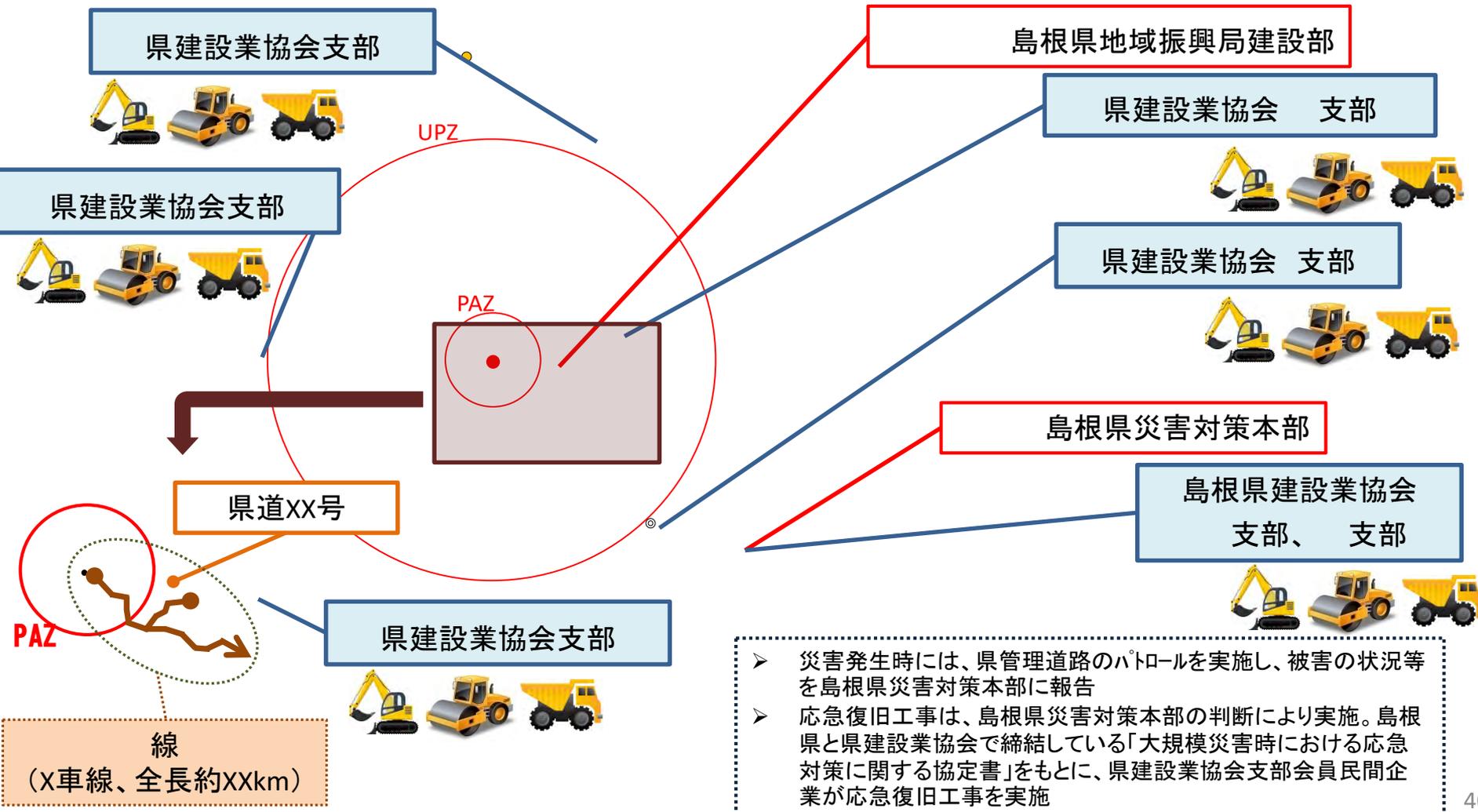
- 自然災害等により避難先施設が使用できない場合の**代替案不明**
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合の**対策案不明**

避難計画で定められている受入先市町

避難元市町(地区)	避難先市町
松江市(鹿島)	大田市
松江市(島根)	大田市
松江市(生馬)	奥出雲町
松江市(古江)	大田市

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 地域防災計画で利用を想定している道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、代替経路を策定するとともに、復旧作業を実施。
- PAZ圏内避難時の避難経路として設定されている〇〇が通行不能の場合、△△線を使用することも想定。



- 災害発生時には、県管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を島根県災害対策本部に報告
- 応急復旧工事は、島根県災害対策本部の判断により実施。島根県と県建設業協会で締結している「大規模災害時における応急対策に関する協定書」をもとに、県建設業協会支部会員民間企業が応急復旧工事を実施

5. UPZ圏内における対応

<対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始するため、住民の屋内退避が実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 以上の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、概ね1週間以内に一時移転できる体制が必要。

※ UPZ圏内の全住民が一齐には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施